

定 款

株式会社ヤクルト本社

(2023年10月1日変更)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ヤクルト本社と称し、英文ではYAKULT HONSHA CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次に掲げる物品の製造、販売および輸出入

- ① 生菌ヤクルトおよび乳製品
- ② 果汁・清涼飲料、その他の飲料および酒類
- ③ 麵類、菓子、保存食品、健康食品、自然食品、食用菌種、冷凍食品、米穀類、その他農畜水産物およびその加工食品
- ④ 化粧品、日用雑貨品、医薬品、医薬部外品、医療機器、介護用品、動物用医薬品、工業薬品、試薬、酵素、食品添加物、飼料添加物およびその原材料
- ⑤ クロレラおよびクロレラ利用製品
- ⑥ 食品製造販売用機材・原材料・資材および環境計量関連器材
- ⑦ 建物およびその部材

(2) 食品、飲料水、医薬品、医薬部外品、医療器具部品、化粧品等に関する食品栄養試験、安全性試験および薬理試験の受託業務ならびに環境計量に関する分析およびコンサルタントの受託業務

- (3) 薬局、飲食店および文化、運動、娯楽施設の経営
- (4) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介および鑑定
- (5) 建築および土木の設計、監理ならびに請負
- (6) 生命保険および損害保険代理業
- (7) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、13億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取り扱い、株主権行使に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他必要により役付取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の6日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第27条 当会社の監査役は、7名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の6日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付さない。

1955(昭和30)年4月9日作成	1978(同53)年4月26日変更
1957(同32)年5月1日変更	1979(同54)年4月24日〃
1957(同32)年10月10日〃	1980(同55)年4月24日〃
1958(同33)年5月30日〃	1982(同57)年4月23日〃
1959(同34)年5月29日〃	1985(同60)年4月26日〃
1960(同35)年5月30日〃	1987(同62)年4月28日〃
1961(同36)年3月28日〃	1991(平成3)年6月27日〃
1961(同36)年12月12日〃	1994(同6)年6月29日〃
1962(同37)年3月28日〃	1999(同11)年6月29日〃
1963(同38)年3月29日〃	2002(同14)年6月27日〃
1964(同39)年3月18日〃	2003(同15)年6月27日〃
1965(同40)年3月29日〃	2004(同16)年6月25日〃
1966(同41)年3月29日〃	2005(同17)年4月1日〃
1967(同42)年3月29日〃	2006(同18)年6月28日〃
1969(同44)年3月15日〃	2007(同19)年6月27日〃
1970(同45)年3月24日〃	2008(同20)年6月25日〃
1970(同45)年5月25日〃	2009(同21)年6月24日〃
1971(同46)年12月14日〃	2011(同23)年6月22日〃
1972(同47)年3月31日〃	2015(同27)年6月24日〃
1972(同47)年12月20日〃	2022(令和4)年6月22日〃
1974(同49)年3月29日〃	2023(同5)年3月2日〃
1975(同50)年3月27日〃	2023(同5)年10月1日〃
1976(同51)年4月28日〃	